



埼玉県報

第 2935 号
平成 29 年(2017 年)
9 月 15 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 狭山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 平成 29 年度埼玉県立学校 6 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三号

埼玉県議会平成二十九年九月定例会を九月二十二日に招集する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
深谷市	平成二十七年度	地籍図三十枚	平成二十九年
	平成二十八年度	地籍簿一冊	九月八日
		深谷第三十五地区（大谷の一部）	

告 示

埼玉県告示第千五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 外 計三者

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 外 計三者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十一

者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十四

者

ハ 変更年月日

平成二十九年四月二十九日外

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート所沢青葉台店

埼玉県所沢市青葉台千三百三十五番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社大進産業 代表取締役 大館信夫

埼玉県所沢市くすのき台三丁目四番地七

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年八月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート新所沢店

埼玉県所沢市花園一丁目二千三百三十一、二千三百四十一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

中道リース株式会社 代表取締役 関寛

北海道札幌市中央区北一条東三丁目三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百一十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二三二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年八月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市大字坂之下地区

四 作業期間

平成二十九年八月二十四日から平成二十九年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千九号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成二十九年八月二十八日から平成三十年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千十号

測量計画機関であるさいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区大字南中野及び南中丸区域

四 作業期間

平成二十九年八月三十一日から平成三十年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千十一号

測量計画機関である吉見町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

吉見町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千十二号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影・地上画素寸法十二センチメートル）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

用地測量及び路線測量

三 作業地域

さいたま市大宮区桜木町二丁目地内外

四 作業期間

平成二十九年九月十一日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千十四号

測量計画機関である小鹿野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

小鹿野町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

小鹿野町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路三・四・四号熊谷入間線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

狭山市大字上広瀬字西原及び大字下広瀬字西原の各一部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字下広瀬字西原の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成二十九年九月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千十六号

ふじみ野市から富士見都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十七号

ふじみ野市から富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十八号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百四十二―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十五街区二画地（八潮市大字圀五百二十七番七外）

(2) 地積

二百三十一・四七平方メートル

(3) 予定価格

三千二百八十六万八千七百四十円

ロ 保留地番号百四十二―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十五街区十七画地（八潮市大字圀四百八十二番四外）

(2) 地積

二百三十一・四六平方メートル

(3) 予定価格

三千二百八十六万七千三百二十円

ハ 保留地番号百四十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十九街区十画地（八潮市大字伊勢野五百六十四番十三外）

(2) 地積

百・〇一平方メートル

(3) 予定価格

千七百万千七百円

二 抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。ただし、

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する工業地域に存する保留地に係る抽選に参加する場合においては、この限りでない。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 抽選の公正な執行を妨げた者
- (3) 未成年者
- (4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(一) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十九年十月二十一日(土)から同年十月二十九日(日)まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十九年十月二十三日(月)から同年十一月一日(水)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十九年十一月十一日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成29年度埼玉県立学校6校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

130,256,316円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年5月26日

告 示

埼玉県告示第千二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示（平成28年埼玉県告示第702号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階532会議室 平成29年9月26日（火）午前9時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年9月25日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成29年9月20日（水）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年9月20日（水）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Wako School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., September 26, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., September 25, 2017)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年六月十二日

指令川建セ第二九〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十九年九月八日

川建セ第二九〇〇二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西荒井七百十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山千四百一番地十三 ラルーチエニ〇三号室

乙川 竜太

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十九年九月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人社団和風会 所沢中央病院	埼玉県所沢市大字北秋津七百五十三番地の二

告 示

埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年九月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人社団和風会 所沢中央病院	埼玉県所沢市くすのき台三丁目十八番地の一